



ふるさと納税の手続き

ふるさと納税は、都道府県、市区町村へ「寄附」をすると、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限額まで、所得税と住民税から、その全額が控除されるという制度です。NA通信2015年4月号で「ふるさと納税」制度が拡充がされたという記事を掲載しましたが、平成27年の税制改正で、「ふるさと納税」制度が平成27年1月1日以後の寄附分から拡充されました。所得税及び住民税から控除される額の上限金額を、旧来の2倍に引き上げ、さらに手続きも簡素化¹されました。

今回は、年末が近いということもあり、実際にふるさと納税を検討中の方向けに、手続きの詳しい中味について書かせて頂きます。



編集長 細江 博之

便利な民間ポータルサイト

ふるさと納税をするには、一般的には、各自治体のホームページなどに記載されている、ふるさと納税の受付ページで申込手続きを確認して、書類手続き等を経たうえで寄附をします。

具体的な申込手続きは各自治体により異なってきますので、それぞれの自治体の定める申込方法に従うことになります。しかし、自分が欲しい特産品を選んだり、寄附先自治体の寄附金の使われ方から、どの自治体に寄附をするかを選択する際に、ふるさと納税を受付している多くの自治体のホームページを一か所ずつ訪れるのは、時間や手間がかかります。そこで、ふるさと納税をする際、もっと簡単で、わかりやすい民間の検索サービスを2つ紹介させていただきます。

さとふる

まずは、「さとふる」というサービスです。URL <http://www.satofull.jp/>

こちらでは厳選された自治体から、寄附金額と特産品カテゴリによって寄附先を選ぶことができます。掲載されている自治体数は比較的少ないですが、人気の特産品の品切れが少なく、寄附先の選択から、実際の寄附まで、さとふるサイト内で完結させることができますので、初心者の方にはお勧めです。また、精度の高い限度額計算シミュレーターもサイト内で提供しています。

ふるさとチョイス

次に紹介するのは「ふるさとチョイス」です。URL <http://www.furusato-tax.jp/>

サイトをご覧いただくとわかるように、まさにふるさと納税カタログといった感じです。掲載数もふるさと納税を受付している自治体の99%をカバーしていて、圧倒的な情報量です。

ただし、自治体によってはふるさとチョイスからは寄附ができず、自治体のホームページなどから行わなければならない場合や、クレジットカード決済が不可の自治体も多く扱っているので、ご注意ください。

ポイント制度

ポイント制度とは、寄附金額に応じて、寄附先自治体よりポイントが付与される仕組みのことです。各自治体によりポイントの内容が異なりますが、ポイントに応じて好きな特産品等を選ぶことができます。ポイントの有効期限がない自治体もあります。

ワンストップ特例制度

1.自治体に寄附(5自治体まで)



2.自治体に申請書を郵送する



3.住民税が控除される



1 2015年4月1日以降に寄附をしている方は、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用できます。この制度で確定申告の手続きは不要になりますが、控除が自動的に受けられるわけではありません。「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」(以下 申請書)を寄附先自治体それぞれに提出することが、制度利用の条件になります。申請書は紙もしくはPDFファイルで自治体より送付されます。電子申請を採用している自治体もあります(この場合の手続きはウェブ上で実施可能です)。